

長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業 競争的対話実施要領

1. 目的

横須賀市は、応募企業（応募グループ）が予定している提案の内容が、公募設置等指針等の要件を満たしているか否かについてあらかじめ確認すること等を目的として、競争的対話を実施する。なお、この対話は、プレゼンテーションを実施するものではない。また、評価の対象外とする。

2. 対話の進め方

- ・ 申請書を提出した応募者は、令和2年10月16日（金）17時00分までに質問書（別紙1）を電子メールにて市に提出すること。なお、件名は「競争的対話質問」と明記すること。
- ・ 市は、質問書の内容を事前に確認し、対話において口頭で回答を行う。その際、対話の中で事前質問に関連した追加の質問が生じた場合は、その場で質問を追加することを認める。
- ・ 市は、個別対話の内容を踏まえて、後日、質問に対して書面で回答を行う。

3. 対話の実施日時及び場所

- ・ 実施日は令和2年10月26日（月）～10月30日（金）とする。なお、時間・場所は応募者（代表企業）へ通知する。
- ・ 1応募者につき、準備及び退出時間も含めて3時間以内とする。

4. 個別対話の出席者

- ・ 応募者の出席者は、応募企業または応募グループの場合は当該応募グループを構成する「代表企業」「構成企業」とし、人数は10名以下とする。
- ・ 市の出席者は、事務局、アドバイザーとする。

5. 個別対話の実施手順等

① 開始前

- ・ 応募者は、対話前日の正午までに出席者名簿（別紙2）を市へ電子メールにて提出すること。
- ・ 応募者は、開始時刻の15分前までに会場入口前に集合すること。
- ・ 配布資料がある場合は、11部用意すること。
- ・ パソコン、プロジェクター、スクリーン等の使用は認める。パソコン、プロジェクター等は応募者にて必要に応じ用意すること。なお、スクリーン、電源は市にて準備する。
- ・ 会社名の分かるもの（ロゴ、マーク、社章等）の使用や持ち込みは認めない。

② 実施中

- ・ 応募者から提出された出席者名簿により、事務局が応募者の出席者の確認を行う。
- ・ 進行は、質問内容を応募者が順次説明し、市がそれに対して応答する形とする。
- ・ 事務局及びアドバイザーは、応募者からの質問に対する応答（要求水準の内容等を充足しているか並びに市と応募者の間で事業内容に関する事項の認識に齟齬がないか）のみを行うものとし、提案内容に対するアドバイス等を行わない。
- ・ 原則として実施時間が経過した時点で終了する。ただし、応募者・市の双方がこれ以上の対話の必要性がないと合意した場合には、その時点で終了することとする。
- ・ 応募者から提示された資料等は、対話の終了と同時に回収・返却する。

③ 終了後

- ・ 質問書に対する回答は事前に協議のうえ市公式ウェブサイトにて公表する。
- ・ 個別対話の過程で公平性確保の観点から全応募者に共通で明示すべき条件が明らかとなった場合は、公募設置等指針等の修正、応募者への補足説明等の手続きを行う。
- ・ 個別対話における対話内容は市・応募者の両者を拘束するものとはせず、質問書並びにこれに対する書面による回答のみが両者を拘束するものとする。

6. 問い合わせ先

横須賀市環境政策部公園建設課 官民連携事業担当

横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所 2 号館 6 階）

電話：046-822-9572

E-mail：pac-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp